

平成 25 年 12 月度 関西ゴルフ連盟月例競技会（男女共通）

期 日 女子：平成 25 年 12 月 12 日

男子：平成 25 年 12 月 18 日

場 所 鳴尾ゴルフ倶楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用クラブおよび使用球の規格

a. 『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する（ゴルフ規則 174 頁参照）。

b. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する（ゴルフ規則 175 頁参照）。

3. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

4. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)5b』を適用する（ゴルフ規則 179 頁参照）。

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状態にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまで、プレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかった時は、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8 b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 移 動

競技者は正規のラウンド中、第 9 番からクラブハウスへの移動および委員会が別途、認めた場合を除き、常に歩いてラウンドしなければならない。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 181 頁参照）

8. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する（ゴルフ規則 177 頁参照）。

9. プレーの進行（男子のみ）

プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。

①前半 9 ホールのプレー所要時間が 2 時間 30 分以上

②且つ、先行組より 15 分以上遅れた場合

上記の違反は、その組全員に 1 打罰とする。ただし、委員会が特別に認めた場合は除く。

10. コールオン方式

パー3 のホールに限り、プレーのペースを全体的にスピードアップするため、先行組のプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組の全員がティーインググラウンドまで来ている場合、グリーン上にある球の位置をマークして総て拾い上げ、後続組のプレーヤー全員がティーショットを済ませるまでプレーを控え、後続組にティーインググラウンドからプレーさせることができる。先行組からプレーすることを求められ、後続組がそれに応じたときは、そ

の段階で後続組の各プレーヤーは、自分の球が他のプレーヤーのプレーを妨げたり援助することになりそうと思われるときは何時でもその球を拾い上げて良い、との許可を先行組に与えたものとみなす。

11. 使用ティーマーカー

使用ティーマーカーは男子ブルー、女子グリーンとする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭をもってその限界を標示する。☞
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。
このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態プレーするか、規則 24-2b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 規則 25-3 の適用に関しては、その周辺のカラー部分を含むものとする。
8. 第 13 番ホール（パッティンググリーン左）と 18 番ホール（パッティンググリーン右）の間の砂地の道路は、コースと不可分の部分とする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時は、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件 3 項で規制されるシューズ以外にもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 打球練習場での使用クラブは飛距離 230y 以下のものに限る（ただし、2F 打席ではアイアンに限る）。
4. スタート時間 5 分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。

競技委員長 野村 惇